

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】 に対する意見募集について

平成26年1月22日

平成25年7月洪水の被害状況から、今後の河川整備の方向を示すため、変更計画策定中の河川整備計画について、下記のとおり県民の皆様をはじめ一般の方々から広く御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、これに対する県の考え方とともに整理したうえで公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

記

1. 意見募集対象

一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】

2. 意見の募集期間

平成26年1月22日（水）から平成26年2月21日（金）（必着）

3. 資料の入手方法・閲覧場所

① 山形県ホームページ

(<http://www.pref.yamagata.jp/>)

→「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。

② 下記機関で閲覧できます。

関係機関名	担当部署	電話番号	住所
山形県	行政情報センター	023-630-2211	山形市松波 2-8-1
	県土整備部 河川課	023-630-2615	
	置賜総合支庁建設部 河川砂防課	0238-26-6088	米沢市金池 7-1-50
	置賜総合支庁建設部 西置賜河川砂防課	023-88-8232	長井市高野町 2-3-1
米沢市	土木課	0238-22-5111	米沢市金池 5-2-25
長井市	建設課	0238-84-2111	長井市ままの上 5-1
南陽市	建設課	0238-40-3211	南陽市三間通 436-1
高畠町	建設課	0238-52-1111	東置賜郡高畠町大字高畠 436
川西町	地域整備課	0238-42-2111	東置賜郡川西町大字上小松 1567
白鷹町	建設水道課	0238-85-2111	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
飯豊町	地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯豊町大字椿 2888

4. 意見の提出方法

各閲覧場所に設置してある意見箱への投函・郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法により、下記5. 提出先まで御提出ください。御意見につきましては、別紙「意見提出様式」により下記①～⑦を御記入ください。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者並びに担当部署名及び担当者名）
- ② 住所
- ③ 電話番号又はメールアドレス
- ④ 職業（企業・団体の場合は不要）
- ⑤ 年齢（企業・団体の場合は不要）
- ⑥ 性別（企業・団体の場合は不要）
- ⑦ 御意見（意見該当箇所、意見(1,000字を超える場合は、400字以内の要旨も記載))

5. 提出先

○山形県 県土整備部 河川課

- ① 郵送の場合：〒990-8570 山形市松波2-8-1
- ② ファックスの場合：023-625-3866
- ③ 電子メールの場合：山形県ホームページ内「一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画(知事管理区間)[変更素案]に対する意見募集」ページ末尾にある「E-Mail:お問い合わせはこちら」からお送りください。

※メールの件名に「一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】に対する意見」と明記してください。

※郵送する場合は、個人情報が含まれる為、必ず封書をご使用ください。

6. 個人情報の管理および利用目的について

- ① 個人情報の管理について
ご提供いただいた個人情報については、個人情報に関する法令、規範に則り適正に管理いたします。
- ② 個人情報の利用について
ご提供いただいた個人情報については、利用目的以外の目的では利用いたしません。

7. 注意事項

- ① 御意見は日本語で御提出ください。
- ② 提出された御意見とともに、職業、年齢、性別、住所の都道府県名を公表する場合があります。
- ③ 御意見を正確に把握するため、電話での御意見は受け付けておりません。
- ④ 皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑤ 期限までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
 - ・その他、上記に類する内容

8. お問い合わせ先

山形県県土整備部河川課

担当 電話番号：023-630-2615

別紙「意見募集様式」

「一級河川最上川水系河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】」
に対する意見

①氏名（ふりがな）					
②住所			(都道府県名) (市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所			⑦御意見（1,000字を超える場合は400字以内の要旨も記載）		
国・県	頁	行			

「一級河川最上川水系河川整備計画（知事管理区間）【変更素案】」
に対する意見

①氏名（ふりがな）			置賜 太郎（おきたま たろう）		
②住所			（都道府県名） （市区町村以下） ○○県 ○○市○○1丁目ー○		
③電話番号			023-630-○○○○	メールアドレス	yamagata○○@○○.co.jp
④職業			会社員	⑤年齢	40
				⑥性別	男
意見該当箇所			⑦御意見（1,000字を超える場合は400字以内の要旨も記載）		
国・県	頁	行			
県	3	8	「○○」という記述は、……であり、……。…… 「△△」とすべきではないか。		
知事管理区間への意見の場合は県と記載して下さい。					
国	5	10	【要旨】 ○○は、……であるため、……。……とすることが望ましい。（400字以内）		
大臣管理区間への意見の場合は国と記載して下さい。			【意見】 ○○は、……であるため、……。……である。また、……。……の場合は、……。……ということが考えられる。 上記を勘案して……。……が望ましいと考えられる。 （1,000字を超える場合）		
			・ ・ ・ ・		

一級河川最上川水系

置賜地域における

これからの川づくりについて

ご意見をお聴かせください

（知事管理区間）

●このパンフレットは、山形県が作成した『一級河川最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間）

【変更素案】』に対する地域のみなさんのご意見をお聞きしていくための参考資料(概要版)です。

●この情報をご覧いただき、ぜひ貴重なご意見をお寄せください。

平成26年1月

山 形 県

置賜圏域の概要

置賜圏域は、山形県置賜地域の3市4町(米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町)のうち最上川水系に係る地域であり、圏域の河川概要は、一級河川最上川水系 92 河川、一級河川延長約 522km、流域面積約 1,780km²となっています。

本圏域内の想定氾濫区域面積は、約 160.0km²であり、ここには置賜圏域人口の約 33%(約 8.2 万人)が居住しています。

本圏域は、奥羽山脈をはじめとした山々に囲まれ、豊かな森林地域を源とする最上川の流域に米沢盆地、長井盆地が形成されています。そこには、米沢・長井・南陽などの市街地が位置し、その周辺には田園地域が広がっています。

近年は、米沢市を中心都市として置賜地方拠点都市整備地域に指定されており、地域が一体となった発展が望まれています。

主要な洪水と治水事業

置賜圏域では古くから治水事業が行われてきました。中でも慶長5年(1600)、上杉景勝と供に米沢に転封してきた家老・直江兼続(1568―1619)によって整備された、米沢市赤崩地区の直江石堤などがよく知られています。

昭和に入り、昭和 11 年に鬼面川、昭和 16 年に吉野川、昭和 26 年に置賜白川、昭和 27 年に犬川、昭和 33 年の堀立川と順次河川改修に着手してきました。また、置賜野川では、昭和 26 年に管野ダムが完成しています。しかし、昭和 42 年 8 月羽越水害、平成 25 年 7 月洪水は置賜圏域において甚大な被害となりました。



羽越水害における米沢市街地の状況



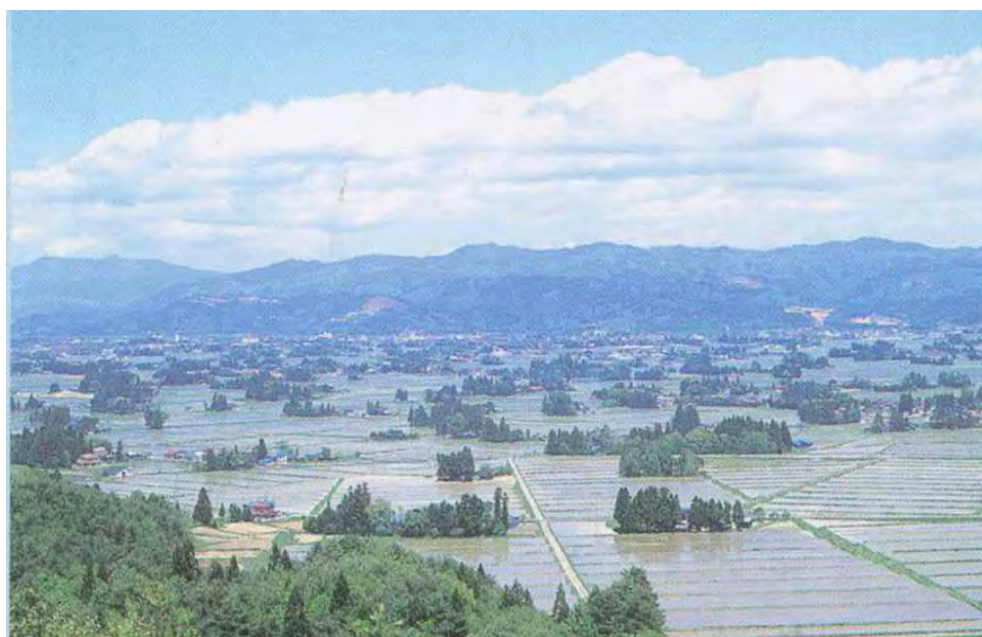
平成 25 年 7 月洪水における南陽市街地の状況

整備目標の基本的考え方

山形県の「母なる川」最上川水系においては、洪水から貴重な生命・財産を守り安全で安心できる地域を創る治水、かんがい用水や生活用水等を安定供給する利水、そして、多様な動植物の生息・生育環境を提供し、うるおいとやすらぎの水辺を有する豊かな環境のバランスのとれた保全と利用を行います。そのためには、川の姿をよく知り、地域との連携を図り、自然との共生を目指すことを基本的な考え方とします。また、河川整備に当たっては、国管理区間との計画調整を行い、水系として一貫した整備を行います。

計画対象期間と計画対象区間

本計画の対象期間は、概ね 30 年間とします。なお、社会情勢や経済情勢の変化や新たな見知、洪水などの被害の発生状況等により、必要に応じて見直しを行います。対象区間は置賜圏域の知事管理区間 92 河川、延長 522km とします。



散居集落景観

治水の目標

本圏域において、戦後最大の被害をもたらした昭和 42 年 8 月の羽越水害規模の洪水を安全に流下させること、また、吉野川上流区間については平成 25 年 7 月水害規模の洪水を安全に流下させることを目標とします。

利水の目標

水道用水、工業用水、かんがい用水などの質的・量的管理が重要です。緊急に対策を必要とする鬼面川では、動植物の保護、景観、観光、流水の清潔の保持に必要な流量と、水利用に必要な流量の双方を満足させるために、綱木川ダム下流地点において $0.405\text{m}^3/\text{s}$ の流量を確保することにより、渇水被害の軽減に努めます。

また、本圏域の河川については、各河川が有すべき水量・水質等を今後調査・検討し、流水の正常な機能の維持に必要な流量を緊急性に応じて順次設定していきます。

環境の目標

(1) 生態系

河川工事においては、河川の特徴や動植物の生態をよく把握し、置賜圏域の河川が現状で有している良好な動植物の生育・生息環境について可能な限り保全・復元を図ります。

(2) 水環境

水質を保全するため、地域住民と連携して水質改善への意識向上を図ります。

(3) 景観

河川景観に関しては、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川景観について、可能な限りその維持・形成に努めます。特に置賜圏域の歴史の中で、河川と人との関わりを背景に形成された散居集落景観については、工事による景観改変を極力小さくするよう努めます。

河川の維持管理

堤防、護岸、樋門などの工作物に損傷が生じている区間、過剰な土砂堆積や植生繁茂により治水、利水の機能が低下している区間、および洪水後の土砂や流木により河川利用の支障となっている区間については、必要に応じて以下のような対処を行います。

- 河川管理施設の点検・補修
- 河川敷内樹木の伐採
- 堆積土砂の維持管理

総合的な川づくり

(1) 地域と一体となった川づくりの推進

河川の良好な環境を育み、次世代へ伝えていくために、河川管理者だけではなく、市民団体、企業、NPO、及び関係行政機関との連携を図り、地域と一体となった川づくりを推進します。

(2) 関連施策との連携による効率的な整備の推進

計画の目標を実現するため、関係機関と連携を図り、本計画に基づく整備を効果的に推進します。

(3) 河川愛護の普及と啓発

河川は地域共有の公共財産であるという認識のもと、河川についての理解と関心を深め、河川を常に安全で適切に利用する気運を高めていきます。

(4) 危機管理対策の推進

洪水時の避難、水防活動、救援活動などの円滑で効率的な実施に役立てるため、現在、山形県が整備している河川情報システムの早期完成を図り、水位データなどの迅速な情報収集及びインターネットなどを通じた情報提供に努めます。

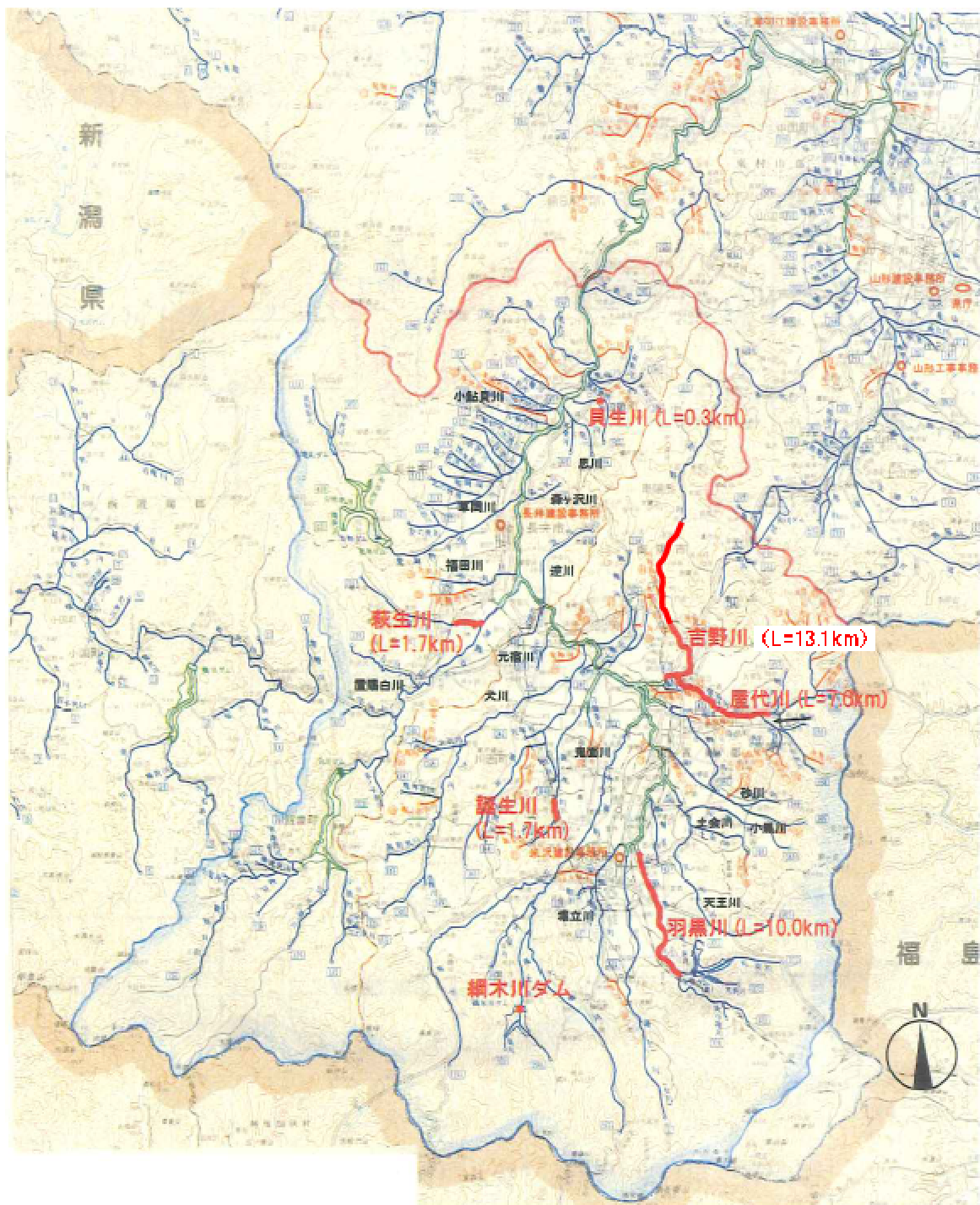


直江石堤

河川工事の場所

河川の抜本的な整備箇所は下図のとおりです。それ以外の河川は、維持管理に位置づけており、下図には記載しておりません。また、親水空間の整備については、川への関心が高く、地域づくりと一体となった箇所について、地域住民と十分に意見を交換した上で実施していきます。

次ページに今回の変更対象となる吉野川の計画概要を記載しています。



置賜圏域における河川整備箇所図

吉野川、吉野川支川屋代川

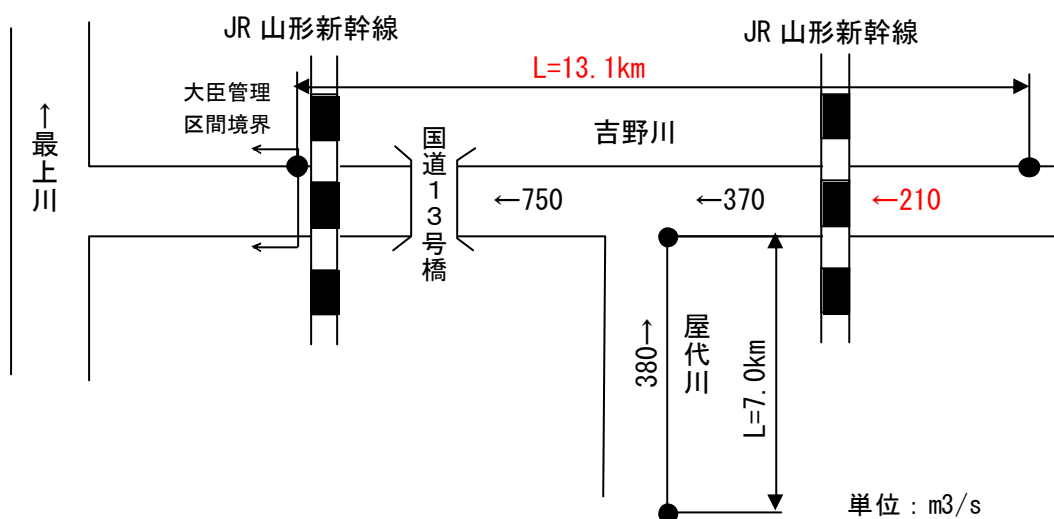
(1)河道の整備

流下能力を向上させるために、築堤、引堤・河道掘削を実施する。吉野川本川においては、治水上のネットワーク所となっている JR 山形新幹線橋梁他の改築を行う。

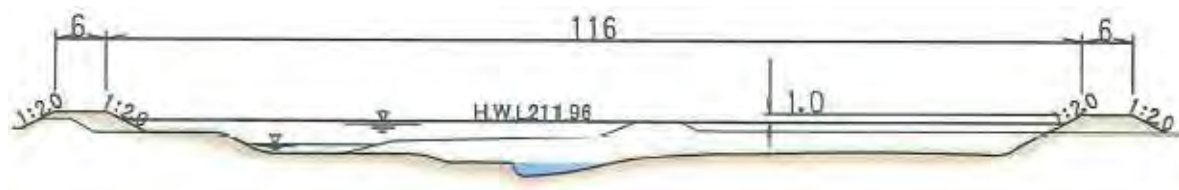
(2)配慮事項

吉野川の下流部においては、築堤と引堤、河道掘削を行うことから、水際部については現在の良好な河川環境を可能な限り復元することにより、魚類の生息環境について配慮する。上流部は、市街地を貫流することから、親水性に配慮する。屋代川においては、河道掘削を行うことから、現在の良好な河川環境を可能な限り保全・復元する。また、既設床止め工に魚道を整備し、魚類の生息環境の保全・復元に配慮する。

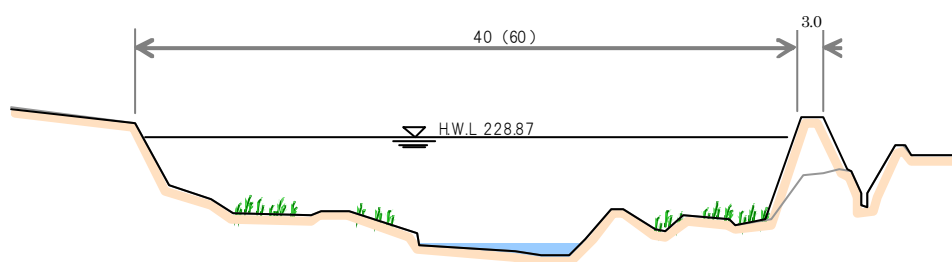
なお、水衝部などの護岸が必要な範囲に、自然に配慮した護岸を施工する。



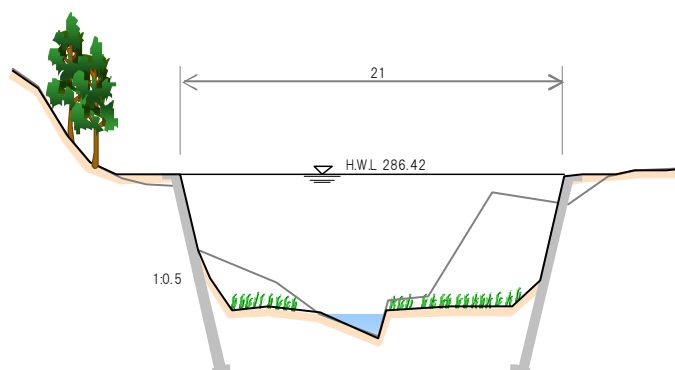
計画流量配分図（吉野川、吉野川支川屋代川）



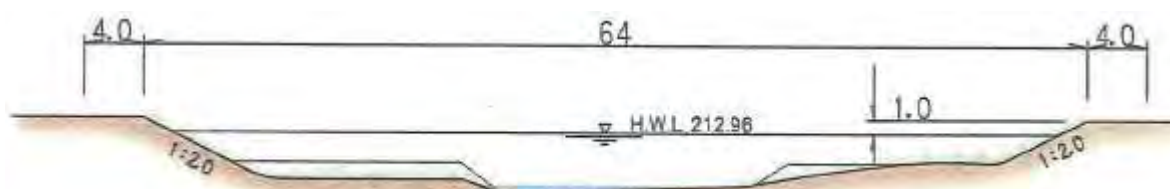
吉野川代表横断図（直轄管理区間から上流 0.6km、単位：m）



吉野川代表横断図（直轄管理区間から上流 5.0km、単位：m）

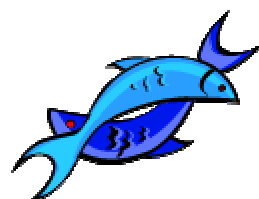


吉野川代表横断図（直轄管理区間から上流 12.3km、単位：m）



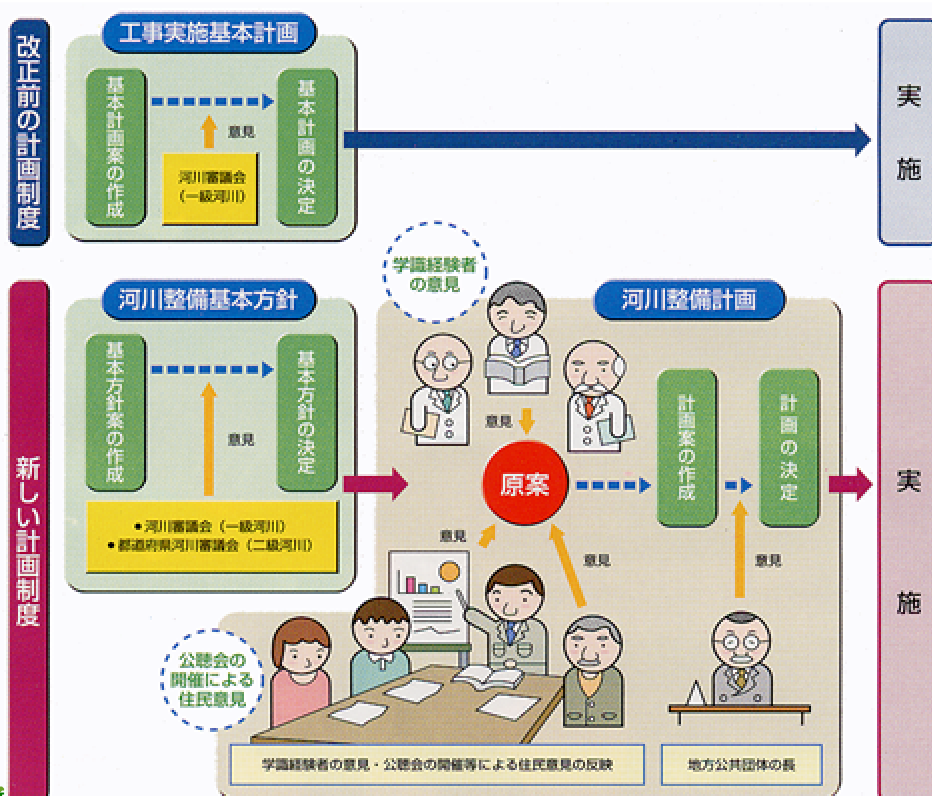
屋代川代表横断図（吉野川合流点から上流 0.3km、単位：m）

河川整備計画とは？



地域の意見を反映した河川整備を推進

新しい河川法のもとで、未来を見据えた川づくりを進めていくためには、計画段階から学識者や地域住民の方々の意見を幅広く取り込み、“望まれる”川づくりを目指していかなければなりません。そのため、河川整備については、基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な整備に関する事項（河川整備計画）の二つに区分し、後者について、学識者、地方公共団体の長、地域住民の方々の意見を反映させる手続きを導入することになりました。行政主導型から地域住民主導型へ・・・この点も、今までとは違う新しい河川法の大きな変更点です。



河川法における河川整備基本方針・河川整備基本計画フロー図



『最上川水系置賜圏域河川整備計画（知事管理区間） 【変更素案】』は下記で閲覧できます

関係機関名	担当部署	電話番号	住所
山形県	行政情報センター	023-630-2211(代)	山形市松波 2-8-1
	県土整備部河川課	023-630-2615	
	置賜総合支庁建設部河川砂防課	0238-26-6088	米沢市金池 7-1-50
	置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課	0238-88-8232	長井市高野町 2-3-1
米沢市	土木課	0238-22-5111	米沢市金池 5-2-25
長井市	建設課	0238-84-2111	長井市ままの上 5-1
南陽市	建設課	0238-40-3211	南陽市三間通 436-1
高畠町	建設課	0238-52-1111	東置賜郡高畠町大字高畠 436
川西町	地域整備課	0238-42-2111	東置賜郡川西町大字上小松 1567
白鷹町	建設水道課	0238-85-2111	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833
飯豊町	地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯豊町大字椿 2888

みなさんのご意見をお聴かせください！

川は地域に住むみなさんの共有財産です。最上川水系置賜圏域河川整備計画(知事管理区間)【変更素案】に対するみなさんからのご意見を参考に、河川整備計画の変更作業を進めています。これからの川づくりについて、みなさんからのご意見をお願いいたします。

※いただきましたご意見を参考にさせていただきますので、

平成 26 年 2 月 21 日(金) 必着 となるようにご提出ください。

■意見の提出方法

閲覧場所を利用する場合	各閲覧場所に設置してある用紙に記入し意見箱へ投函してください。
郵送の場合	下記問い合わせ先まで郵送してください。
インターネットを利用する場合	河川課ホームページのお問合せ先へ電子メールをお送りください。

※インターネットでも、ご意見を募集しています

県ホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)→「ピックアップやまがた」→「パブリックコメント」に掲載しています。

※郵送の場合

年齢【__才代】、性別【男性・女性】、お住まい地域【__市・町__丁目・町・字】を記入願います。

■お問い合わせ先

山形県 県土整備部 河川課	〒990-8570 山形市松波 2-8-1 TEL:023-630-2615、FAX:023-625-3866
---------------	--